飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画　新旧対照表　（主な事項を抜粋）

新：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画［第２版］	旧：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画
飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画［第２版］ １．計画策定の趣旨 本市では、第２次飯塚市総合計画（平成 29 年３月）において「人権を大切にする市民協働のまち」を基本理念の１つに掲げて、その実現を図ることを目的に施策を展開していくこととしています。 また、市内 12 地区においては地域協働体（*1）であるまちづくり協議会が設立され、活動初期から活動中期に移行する中で、その拠点の整備が求められています。 本計画は、飯塚市第２次公共施設等のあり方に関する基本方針（平成 28 年１月）（＊2）に基づき、地域住民の交流及び地域活性化の拠点として地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「コミュニティ拠点施設」という。）とすることで、協働のまちづくりの更なる推進を図るため策定するものです。 ２．実施時期 地区公民館は、平成 30 年４月にコミュニティ拠点施設に移行するものとし、継続して環境整備を行っていきます。 ５．コミュニティ拠点施設の設置に係る条例 コミュニティ拠点施設の設置に係る条例については、「飯塚市交流センター条例」とし、併せて、「飯塚市公民館条例（飯塚市条例第 90 号）」の一部を改正します。 なお、中央公民館については、引き続き「飯塚市公民館条例」で規定します。	飯塚市 地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画 １．計画策定の趣旨 本計画は、第１次飯塚市総合計画（平成 19 年９月）に掲げるまちづくりの基本理念である「市民と行政が協働で創るまち」の実現（＊1）を図ることを目的に、地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かなコミュニティによる幸せを実感できるまちづくりを目指し作成します。 ２．地域コミュニティ活動の拠点施設 飯塚市公共施設等のあり方に関する第１次実施計画（平成 21 年２月）（＊2）及び飯塚市第２次公共施設等のあり方に関する基本方針（平成 28 年１月）（＊3）に基づき、地域住民の交流及び地域の活性化の拠点として地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「コミュニティ拠点施設」という。）に位置づけます。 ３．計画期間 本計画の計画期間は、平成 28 年 12 月から地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行が完了するまでの間とします。 なお、現在、市内 12 地区に地域協働体（*4）であるまちづくり協議会が設立され、その活動は活発化しており、コミュニティ拠点施設がまちづくり協議会を主体とした地域づくりの拠点施設として機能の充実を早期に図るため、地区公民館からコミュニティ拠点施設への移行時期を平成 30 年４月とします。 ６．コミュニティ拠点施設の設置に係る条例 コミュニティ拠点施設の設置に係る条例については、「飯塚市交流センター条例」とし、併せて、「飯塚市公民館条例（飯塚市条例第 90 号）」の一部を改正します。

新：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画［第２版］	旧：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画
６．コミュニティ拠点施設の運営 コミュニティ拠点施設の運営は、将来的に指定管理者制度の導入も視野に入れながら、地域の特色を活かした地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることができるように検討を進め、別途、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」を作成します。	７．コミュニティ拠点施設の運営 コミュニティ拠点施設の運営は、指定管理者制度を活用し、それぞれの地区に設置されたまちづくり協議会が主体的な役割を果たすことができるよう、また、地域の特色を活かした地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることができるように検討を進め、別途、「コミュニティ拠点施設の運営に係る方針（仮称）」を作成します。
【公民館運営審議会について】 中央公民館及び地区公民館の運営は、社会教育法の規定に基づく附属機関である公民館運営審議会において審議されています。地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に伴い、地区公民館に係る公民館運営審議会は廃止し、その後の運営については、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」にもとづいてすすめることとします。 なお、中央公民館運営審議会は存続することとしています。	【公民館運営審議会について】 中央公民館及び地区公民館の運営は、社会教育法の規定に基づく附属機関である公民館運営審議会において審議されています。地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に伴い、移行後は、地区公民館に係る公民館運営審議会は廃止し、各地区の交流センターで行われる生涯学習活動・社会教育事業については、まちづくり協議会と協議を行うこととなります。
７．出張所の取り扱い 出張所を併設している地区公民館（二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯰田公民館）においては、コミュニティ拠点施設においても住民サービスの維持の観点から出張所機能を引き続き併設します。	８．出張所の取り扱い 出張所を併設している地区公民館は、二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯰田公民館となっています。 出張所は、コミュニティ拠点施設においても住民サービスの維持の観点から引き続き併設します。ただし、今後、コミュニティ拠点施設に指定管理者制度の導入を検討する場合には、出張所の在り方について地域住民とともに検討を行います。
８．コミュニティ拠点施設の所管と事務分掌 コミュニティ拠点施設の所管は、市民協働部まちづくり推進課とし、コミュニティ拠点施設の職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本に今後検討します。 また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を整えます。	９．事務分掌 コミュニティ拠点施設に市長部局の職員を配置します。職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本とします。 また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、当分の間、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を整えます。 なお、組織・定数の詳細については、庁議において、協議決定します。

飯塚市交流センター整備構想　新旧対照表　（主な事項を抜粋）

新：飯塚市交流センター整備構想［第２版］

飯塚市交流センター整備構想［第２版］

１　整備構想の位置づけ

飯塚市交流センター整備構想（以下、「本構想」という。）は、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画にもとづき、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「交流センター」という。）として整備するための基本的な事項を取りまとめるものです。

本構想にもとづき、飯塚市地区公民館施設整備実施計画の見直しを行い、新たに飯塚市交流センター整備実施計画（以下、「整備計画」という。）を作成し、飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針にもとづく個別計画として位置づけます。

２　整備構想策定の経緯

上位関連計画等の交流センターの整備に係る項目を整理し、本構想策定の経緯として記載します。

策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項
平成 29 年 3 月	第２次飯塚市総合計画	12 地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、地区公民館のコミュニティセンター化（仮称）を推進します。

旧：飯塚市交流センター整備構想

飯塚市交流センター整備構想

１　整備構想の内容

飯塚市交流センター整備構想（以下、「本構想」という。）は、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画にもとづき、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「交流センター」という。）として整備するための基本的な事項を取りまとめるものです。

なお、本構想にもとづき、飯塚市地区公民館施設整備実施計画の見直しを行い、新たに飯塚市交流センター整備実施計画（以下、「整備計画」という。）を作成します。

２　整備構想の位置づけ

本構想は、第 2 次飯塚市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念である「人権を大切にする市民協働のまち」を実現するため地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進するものです。また、交流センターは地区公民館の機能強化を前提としていることから教育の振興に関する施策についての基本的な方針である教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が図れるよう施設の整備を進めます。

なお、本構想にもとづく整備計画は、飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針に基づく個別計画として位置づけます。

３　整備構想策定の経緯

上位関連計画等の交流センターの整備に係る項目を整理し、本構想策定の経緯として記載します。

策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項

新：飯塚市交流センター整備構想［第２版］	旧：飯塚市交流センター整備構想
５　施設の整備計画 本構想は、交流センターの整備に係る基本的な考え方を示すものであり、各施設の位置や具体的な整備内容、整備スケジュール等については、施設ごとに作成する整備計画において定めます。	６　整備計画の対象施設 本構想は、交流センターの整備に係る基本的な考え方を示すものであり、各施設の位置や具体的な整備内容、整備スケジュール等については、施設ごとに作成する整備計画において定めます。 整備計画の対象となる施設は、既に再整備を完了もしくは再整備事業に着手している頴田公民館、筑穂公民館、鎮西公民館および新耐震基準により建築した建築物である飯塚公民館、庄内公民館を除く、二瀬公民館、鯰田公民館、幸袋公民館、菰田公民館、飯塚東公民館、立岩公民館、穂波公民館とします。 なお、庄内公民館については、公共施設等のあり方に関する第 3 次実施計画策定後に、同計画にもとづき、整備実施計画を定めます。
６　整備内容についての基本的な考え方 (1) 施設の内容 交流センターの役割を踏まえ、施設の基本的な機能とそれに付帯する機能を整理します。 ③ 防災対策について 施設は地区公民館が担う避難所としての機能が求められており、現地での災害対応が円滑に進むよう地域防災拠点施設としての整備を図ります。	７　整備内容についての基本的な考え方 (1)施設の内容 交流センターの役割を踏まえ、施設の基本的な機能を整理します。 ③ 防災対策について 施設は地区公民館が担う避難所としての機能を果たすとともに、現地での災害対応が円滑に進むよう地域防災拠点施設としての役割が求められます。このため、施設の設計段階等、施設の具体的内容を検討する際には防災部署との連携を図ります。
(2) 施設の規模 施設の規模については、施設の基本的な機能（具体的施設）に応じて面積算定の基礎となる必要面積を定め、地区の状況（地区内の交流施設の立地状況等）や将来推計人口を勘案し、施設ごとに設定します。 なお、交流センターは、飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げる「(公共施設等の総量）最適化目標」である公共建築物の延床面積の 20%縮減に沿って、12 地区の交流センターの総延床面積は、現行の 12 地区公民館の総延床面積の 20%以上を縮減した規模とします。	(2)施設の規模 施設の規模については、施設の基本的な機能（具体的施設）に応じて面積算定の基礎となる必要面積を定め、これに地区の人口規模を勘案し、施設ごとに設定します。 その際、地区の状況（地区内の交流施設の立地状況等）や将来推計人口に配慮します。 なお、交流センターは、地区公民館の機能強化による「更新」となることから、飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げる「(公共施設等の総量）最適化目標」である公共建築物の延床面積の約 20%縮減を遵守するため、12 地区の交流センターの総延床面積は、現行の 12 地区公民館の総延床面積の 20%以上を縮減した規模とします。 また、地区公民館の改修により整備する施設の規模は当該地区公民館と同規模程度とします。

新：飯塚市交流センター整備構想［第２版］	旧：飯塚市交流センター整備構想
(3) 整備（新築）に関する基本的な事項 施設は、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めるとともに、長寿命で、シンプルかつ耐久性を備え、景観に配慮したものとします。 また、ライフサイクルコストの削減が図られ、維持管理が容易なものとします。	(3)整備（新築）に関する基本的な事項 施設は、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めるとともに、長寿命で、シンプルかつ耐久性を備え、景観に配慮したものとします。 また、ライフサイクルコストの削減が図られ、計画的な予防保全を可能とするなど維持管理が容易なものとします。 ＬＥＤ照明や人感センサーの採用など省エネルギー対応を推進するとともに「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成24年1月作成）に沿って、内装等の木質化に努めます。 施設内は、全面禁煙とします。
(4) 施設の構造 施設の構造は、建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令に準拠し、施設ごとに作成する整備計画において定めます。 施設は、不特定多数の利用者が想定されることから十分な耐震安全性能を有する構造体とします。	(4)施設の構造 施設の構造は、建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令に準拠し、施設ごとに作成する整備計画において定めます。 施設は、不特定多数の利用者が想定されることから十分な耐震安全性能を有する構造体とします。 また、住宅の隣接する敷地内に施設を整備する場合には、防音性に優れた建物構造とします。
７　位置についての基本的な考え方 整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地等の市有地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定します。 ただし、地区公民館の現在地以外での建替や複合施設化を行う場合の施設の位置は、原則として、飯塚市立地適正化計画（平成29年3月作成）における都市機能誘導区域内(*2)とします。	８　位置についての基本的な考え方 整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地等の市有地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定します。 ただし、地区公民館の現在地以外での建替や複合施設化を行う場合の施設の位置は、飯塚市立地適正化計画（平成29年3月作成）における都市機能誘導区域内(*2)とします。 なお、地区公民館の改修により整備する施設の位置は、当該地区公民館の現在地とします。

協働環境委員会資料③
平成29年8月9日提出

飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画［第２版］

１．計画策定の趣旨

本市では、第２次飯塚市総合計画（平成 29 年３月）において「人権を大切にする市民協働のまち」を基本理念の１つに掲げて、その実現を図ることを目的に施策を展開していくこととしています。

また、市内 12 地区においては地域協働体（*1）であるまちづくり協議会が設立され、活動初期から活動中期に移行する中で、その拠点の整備が求められています。

本計画は、飯塚市第２次公共施設等のあり方に関する基本方針（平成 28 年１月）（＊2）に基づき、地域住民の交流及び地域活性化の拠点として地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「コミュニティ拠点施設」という。）とすることで、協働のまちづくりの更なる推進を図るため策定するものです。

（*1）地域協働体：

地域における住民活動や市民と行政との協働のまちづくりを推進し、地域の様々な主体が相互に連携・分担して地域課題への対応や活性化に向け活動するための核となる組織。

（*2）飯塚市第２次公共施設等のあり方に関する基本方針（抜粋）：

今後人口が減少する中で公共施設等の縮減は避けて通ることは出来ませんが、地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに、各地域に配置し、（以下省略）。

２．実施時期

地区公民館は、平成 30 年４月にコミュニティ拠点施設に移行するものとし、継続して環境整備を行っていきます。

３．地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行

地区公民館は、市民の生涯学習の場として、教育、文化等に関する各種の事業を行うとともに社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など様々な地域活動を提供する施設としての役割を担っています。特に、少子高齢化社会を迎える中、地域全体で健やかな子どもの成長を育む環境づくりや高齢者の地域活動への参加促進など学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成を推進する上で、その役割はますます重要なものとなっています。

一方で、人口減少社会の進展は、核家族化等とあいまって、まちづくり協議会をはじめとした地域活動団体の担い手の不足や高齢化、固定化を招くとともに、住民相互のつながりや地域と住民との関わりが希薄化する（弱くなる）など、地域コミュニティの低

下が懸念されます。

本市では平成24年度末までに市内12地区にまちづくり協議会が設立され、地域が抱える課題を多様な担い手による住民相互の取り組みの中で解決（共助）し、あるいは地域住民と行政が協力して解決（協助）するための主体として、積極的な取り組みが図られており、地区公民館は地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、最も重要な役割を担うまちづくり協議会の活動拠点となっています。

このような中、生涯学習の場であり、学びの拠点である地区公民館を社会教育施設からコミュニティ拠点施設として位置付けることで社会教育法上の制約(*3)を緩和し、安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点としての機能（役割・働き）を加え、それらの機能を一体化し、地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることにより、まちづくり協議会の活動の促進が図られ、子どもの居場所づくりや高齢者の集いの場、多世代のつながり・支え合いの場など住民相互の交流の場として、あるいはまちづくり活動を行う団体相互の連携の場として、従来の地区公民館が有する交流機能を拡充することで、地域コミュニティの維持・増進が図られるものと考えます。

このように、社会教育施設である地区公民館の機能を確保しつつ、交流機能を強化し、まちづくりや地域福祉、防災の拠点として多機能化することで、まちづくり協議会の活発な活動が促進され、地域課題への効果的な対応につながり、併せて、地域コミュニティの維持・増進が図られるため、地区公民館をコミュニティ拠点施設に移行し、多様な機能を担う地域拠点施設に位置づけ、当該拠点施設を中心として市民と行政が協働で創るまちづくりを進めます。

(*3)社会教育法上の制約（社会教育法第23条関係）：

公民館は、営利を目的とした事業を行うことはできず、また、文部科学大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めています。

【社会教育法上の公民館】

公民館は社会教育法に基づいて設置された社会教育施設であり、教育、学術及び文化に関する各種の事業を通して、地域住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与してきました。その具体的な事業内容については社会教育法に定義されていますが、大きく分けると以下の３つが挙げられます。

① 交流の場…ライフステージに関わらず、地域住民が気軽に立ち寄り、自然な交流を行うことができ、グループやサークルなどの自主的、主体的な集団活動を行う場所

② 学習活動の場…住民の学習意欲に対応し、講座、実習、講演会など、継続的かつ組織的な学習機会を提供する場所

③ 地域文化創造の場…公民館で行う学習活動を通じて地域の連携、住民生活を高め、地域文化を創造する場所

４．コミュニティ拠点施設の名称

コミュニティ拠点施設の名称は「飯塚市交流センター」(*4) とします。

なお、それぞれの交流センターの名称は、下表のとおりとします。

(*4)「交流センター」:

地区公民館から移行するコミュニティ拠点施設は、地域のまちづくりや防災拠点としての機能を担う地域拠点施設であり、また、地域コミュニティを構築するための交流拠点施設であることを分かりやすく表現するため施設名称を「交流センター」とします。

地区名	名　称
二瀬地区	飯塚市二瀬交流センター
幸袋地区	飯塚市幸袋交流センター
鎮西地区	飯塚市鎮西交流センター
菰田地区	飯塚市菰田交流センター
立岩地区	飯塚市立岩交流センター
飯塚東地区	飯塚市飯塚東交流センター
飯塚片島地区	飯塚市飯塚片島交流センター
鯰田地区	飯塚市鯰田交流センター
穂波地区	飯塚市穂波交流センター
筑穂地区	飯塚市筑穂交流センター
庄内地区	飯塚市庄内交流センター
頴田地区	飯塚市頴田交流センター

５．コミュニティ拠点施設の設置に係る条例

コミュニティ拠点施設の設置に係る条例については、「飯塚市交流センター条例」とし、併せて、「飯塚市公民館条例（飯塚市条例第 90 号)」の一部を改正します。

なお、中央公民館については、引き続き「飯塚市公民館条例」で規定します。

６．コミュニティ拠点施設の運営

コミュニティ拠点施設の運営は、将来的に指定管理者制度の導入も視野に入れながら、地域の特色を活かした地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることができるように検討を進め、別途、「交流センターの運営に係る方針（仮称)」を作成します。

【公民館運営審議会について】

中央公民館及び地区公民館の運営は、社会教育法の規定に基づく附属機関である公民館運営審議会において審議されています。地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に伴い、地区公民館に係る公民館運営審議会は廃止し、その後の運営については、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」にもとづいてすすめることとします。

なお、中央公民館運営審議会は存続することとしています。

７．出張所の取り扱い

出張所を併設している地区公民館（二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯰田公民館）においては、コミュニティ拠点施設においても住民サービスの維持の観点から出張所機能を引き続き併設します。

交流センター名	出張所名	所掌する事務
二瀬交流センター	飯塚市役所 二瀬出張所	・戸籍謄抄本及び戸籍附票の写しの交付 ・生活保護業務の一部
幸袋交流センター	飯塚市役所 幸袋出張所	
鎮西交流センター	飯塚市役所 鎮西出張所	
鯰田交流センター	飯塚市役所 鯰田出張所	

８．コミュニティ拠点施設の所管と事務分掌

コミュニティ拠点施設の所管は、市民協働部まちづくり推進課とし、コミュニティ拠点施設の職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本に今後検討します。

また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を整えます。

協働環境委員会資料④
平成29年8月9日提出

飯塚市交流センター整備構想［第２版］

１　整備構想の位置づけ

飯塚市交流センター整備構想（以下、「本構想」という。）は、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画にもとづき、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「交流センター」という。）として整備するための基本的な事項を取りまとめるものです。

本構想にもとづき、飯塚市地区公民館施設整備実施計画の見直しを行い、新たに飯塚市交流センター整備実施計画（以下、「整備計画」という。）を作成し、飯塚市第２次公共施設等のあり方に関する基本方針にもとづく個別計画として位置づけます。

【整備構想の位置づけ】

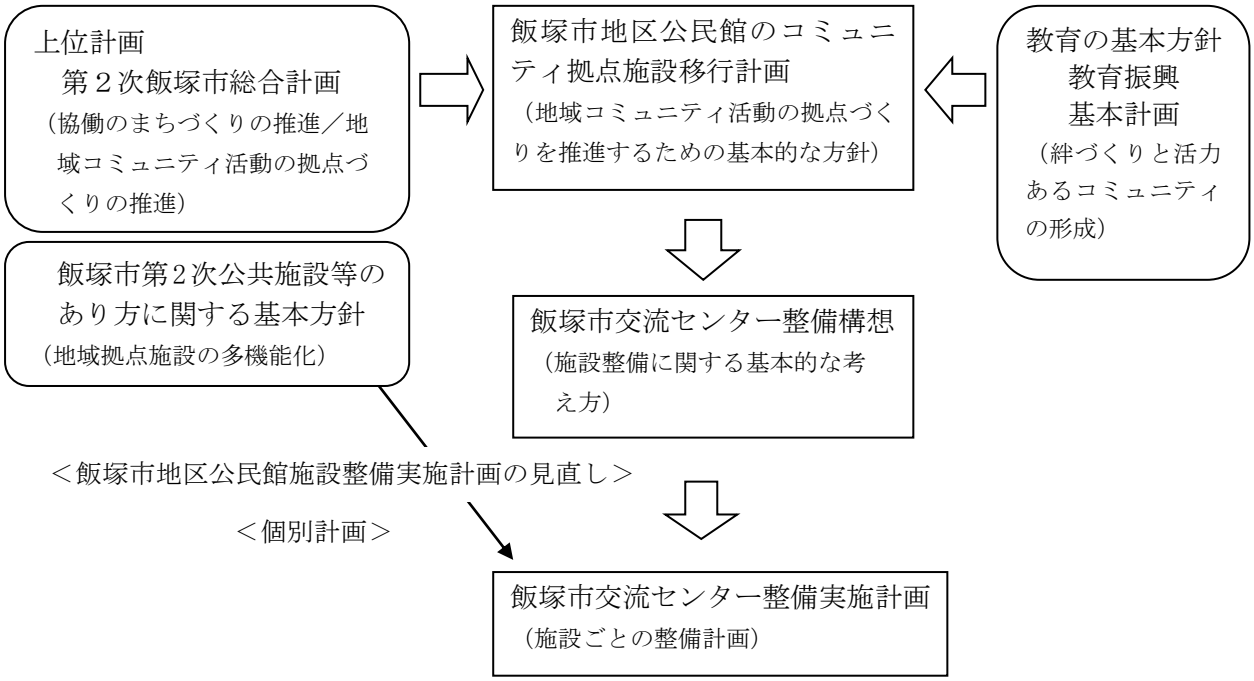

２　整備構想策定の経緯

上位関連計画等の交流センターの整備に係る項目を整理し、本構想策定の経緯として記載します。

策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項
平成 19 年 9 月	第 1 次飯塚市総合計画	少子高齢化によりひとつの自治会では対応できない課題を解決するとともに地域住民の知恵や工夫をまちづくりに活かすために一定の地域で協力して取り組むことができるようなコミュニティ組織づくりを図ります。また、その活動の内容を充実・発展させることができ、かつ市民が気軽に集える活動拠点の整備に努めます。
平成 20 年 3 月	飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針	公民館は、地域コミュニティを構築するための拠点施設であることから、コミュニティ組織の範囲を勘案しながら、地域のコミュニティセンターとして公民館の適正配置について検討を行う。
平成 21 年 2 月	飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画	地区公民館は、社会教育活動の普及啓発を行うのみではなく、市民と行政との協働のまちづくりの基盤となる地域コミュニティを構築するための重要な拠点施設であることから、地域住民や関係団体等と連携・協力し、福祉、防犯・防災、交通安全、環境整備やふれあい活動などの市民活動を積極的に支援できる体制を構築しながら、地区コミュニティセンターとして再整備する。
平成 25 年 10 月	新しいまちづくりに向けて	飯塚市では、第 1 次飯塚市総合計画において、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」をまちづくりの都市目標像に設定し、この都市目標像実現のための 4 つの基本理念のひとつとして「市民と行政が協働で創るまち」づくりを掲げており、その主体として市内 12 箇所の地区公民館を拠点とした「まちづくり協議会」の設立に取り組んできました。
平成 28 年 1 月	飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針	今後人口が減少する中で公共施設等の縮減は避けて通ることが出来ませんが、地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに、各地域に配置し、（以下省略）
平成 29 年 3 月	第 2 次飯塚市総合計画	12 地区のまちづくり協議会の活動が充実･発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、地区公民館のコミュニティセンター化（仮称）を推進します。

３　交流センターの役割

飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画「3. 地区公民館のコミュニティ拠点移設への移行」にもとづき、施設整備を図る上での交流センターの役割を下表に整理します。

<table>
<tr><th colspan="2">施　設</th><th>役　割</th></tr>
<tr><td rowspan="5">コミュニティ
拠点施設
（多様な機能を担う
地域拠点施設）</td><td rowspan="2">従前の地区公民館が有する機能（ソフト）</td><td>生涯学習（社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など）の場</td></tr>
<tr><td>学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成</td></tr>
<tr><td rowspan="3">＜機能拡充＞</td><td>まちづくり協議会の活動拠点</td></tr>
<tr><td>安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点</td></tr>
<tr><td>交流機能の強化（住民相互のふれあいの場／まちづくり活動を行う団体相互の連携の場）</td></tr>
</table>

＜地域の創意工夫による柔軟な施設利用＞

地域の特性を活かしたまちづくりの推進／地域コミュニティの維持・増進
　まちづくり協議会の活動促進
　地域課題への効果的な対応

４　施設整備の必要性

地区公民館は、昭和 40 年代、50 年代に建設された施設が多いことから、老朽化に伴う対応として、飯塚市地区公民館施設整備実施計画が作成されています。地区公民館を交流センターとする場合にも、老朽化した施設については、再整備が必要なことから、本構想にもとづき、整備計画を作成し、建替、改修、複合施設化等の整備を進めます。

５　施設の整備計画

本構想は、交流センターの整備に係る基本的な考え方を示すものであり、各施設の位置や具体的な整備内容、整備スケジュール等については、施設ごとに作成する整備計画において定めます。

６　整備内容についての基本的な考え方

(1) 施設の内容

交流センターの役割を踏まえ、施設の基本的な機能とそれに付帯する機能を次のとおり整理します。

① 施設の基本的な機能（具体的施設・設備）

・施設の基本的な機能は、下表のとおりとし、基本的な機能を確保した上で余剰スペースが生じる場合には、交流機能の拡充を図り、利用者の利便性の向上を図る観点から、可能な限り多目的スペースやキッズスペース（キッズルーム・キッズコーナー）等の確保を検討します。

<table>
<tr><th>施設の役割</th><th colspan="2">基本的な機能（具体的施設・設備）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">・生涯学習（社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など）の場
・学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成
・まちづくり協議会の活動拠点（共助・協助を支える基幹施設）
・安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点
・交流機能の強化（住民相互のふれあいの場／まちづくり活動を行う団体相互の連携の場）</td><td colspan="2">参　考　例
展示スペース（玄関ホール）
会議室（研修室）
文化交流室（和室）
学習室（図書室）
調理実習室
事務室・・・等
（まちづくり協議会事務室を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設備
(*1)</td><td>情報掲示板</td></tr>
<tr><td>備蓄倉庫</td></tr>
<tr><td>多目的トイレ</td></tr>
</table>

(*1)設備について：

建築物として当然に必要となる設備（電気設備、機械設備、空調設備、上下水道、倉庫、トイレ、2 階建て以上の場合はエレベーター等）は記載していません。

② 施設に附帯する機能

施設の利用促進、利用者の利便性の向上を図るため、施設敷地内に駐車場および駐輪場を設置します。

また、施設には地域公共交通の基点としての機能を付加し、必要に応じてコミュニティバス停留所を設置するとともに、玄関ホール等を活用し、バスの待合所としての機能を整えるなど、地域公共交通との連携が図れる施設とします。

③ 防災対策について

施設は地区公民館が担う避難所としての機能が求められており、現地での災害対応が円滑に進むよう地域防災拠点施設としての整備を図ります。

(2) 施設の規模

施設の規模については、施設の基本的な機能（具体的施設）に応じて面積算定の基礎となる必要面積を定め、地区の状況（地区内の交流施設の立地状況等）や将来推計人口を勘案し、施設ごとに設定します。

なお、交流センターは、飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げる「(公共施設等の総量)最適化目標」である公共建築物の延床面積の 20%縮減に沿って、12 地区の交流センターの総延床面積は、現行の 12 地区公民館の総延床面積の 20%以上を縮減した規模とします。

(3) 整備（新築）に関する基本的な事項

施設は、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めるとともに、長寿命で、シンプルかつ耐久性を備え、景観に配慮したものとします。

また、ライフサイクルコストの削減が図られ、維持管理が容易なものとします。

(4) 施設の構造

施設の構造は、建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令に準拠し、施設ごとに作成する整備計画において定めます。

施設は、不特定多数の利用者が想定されることから十分な耐震安全性能を有する構造体とします。

7　位置についての基本的な考え方

整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地等の市有地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定します。

ただし、地区公民館の現在地以外での建替や複合施設化を行う場合の施設の位置は、原則として、飯塚市立地適正化計画（平成 29 年 3 月作成）における都市機能誘導区域内(*2)とします。

(*2)飯塚市立地適正化計画における都市機能誘導区域内：

本市の土地利用の方針となる飯塚市立地適正化計画では、地区公民館を中心に複数のコミュニティ拠点型都市機能誘導区域を設定し、地区公民館（コミュニティセンター／交流センター）を区域内に維持・誘導する施設と位置づけています。都市機能誘導区域は公共交通の利便性や都市機能の立地状況等を踏まえ設定していますので、区域内での施設立地は、施設利用者の利用促進や利便性の向上につながります。

【用語の意味】

NO	用語	意味
1	コミュニティ	住民相互の交流や地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながりのこと。 住民相互の交流やまちづくり活動などを行う人々の集まり、団体。 人と人とのつながりや住民相互の交流を育む社会のこと。
2	まちづくり協議会	地域におけるまちづくりを推進することを目的とし、自律性と主体性を基本としながら、地域住民の民意や総意を代表し、地域づくりに取り組む組織。 ＜基本理念＞ ・「地域の自治」を担う組織、地域の中核となる組織 ・地域のコミュニティを活性化する組織
3	協働のまちづくり	市民と行政が対等なパートナーとして連携・協力しながらまちづくりの推進や地域課題の解決を図っていくこと。飯塚市は、市民と行政が情報を共有しながら、市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちを目指している。
4	バリアフリー	障がい者や高齢者等の生活・活動の妨げとなっているバリア（障壁）を取り除いた、障がい者等が自由に活動できる生活空間のあり方を示す用語。（第 3 期飯塚市障がい者計画）
5	ユニバーサルデザイン	バリアフリーが「障がいのある人にとってのバリア（障壁）を取り除く」という考え方であるのに対し、障がいの有無・年齢・性別・人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。（第 3 期飯塚市障がい者計画）
6	ライフサイクルコスト	構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。（国土交通省用語解説）
7	予防保全	建物に劣化現象や不具合が現れてから補修等を行う事後保全ではなく、施設特性を考慮した上で、あらかじめ劣化の進行を予測し、不具合の発生前や、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、機能の維持・回復を図ることです。計画的な予防保全により、トラブル等の発生予防や施設の維持改修に伴うトータルコストの削減を行います。（飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針）

平成３０年４月（予定）から

地区公民館が交流センターに変わります！

①地区公民館から交流センターに移行します。

現在、飯塚市では、平成３０年４月から、市内 12 地区の地区公民館を交流センターに移行するように取り組んでいます。

これまで地区公民館は、地域住民の身近な教育や文化に関する事業などを実施する、地域の学びの拠点である社会教育施設としての役割を担ってきました。

現在、市内 12 地区のまちづくり協議会では活動中期に入り、各地区で協働のまちづくりがすすめられていますが、その活動拠点である地区公民館では、社会教育法の規定により、営利目的での施設利用などはその内容によって制約があることから、地域拠点施設としてより利活用しやすい施設への整備が求められています。

交流センターへの移行では、これらの制約が緩和され、地区公民館の機能や役割である生涯学習の場、学びの拠点を確保、継続しつつ、安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点としての機能や役割が加わることになります。交流機能を拡充することにより、住民相互の交流の場として、また、まちづくり活動を行う団体相互の連携の場として、地域の創意工夫による柔軟な施設利用ができるようになります。

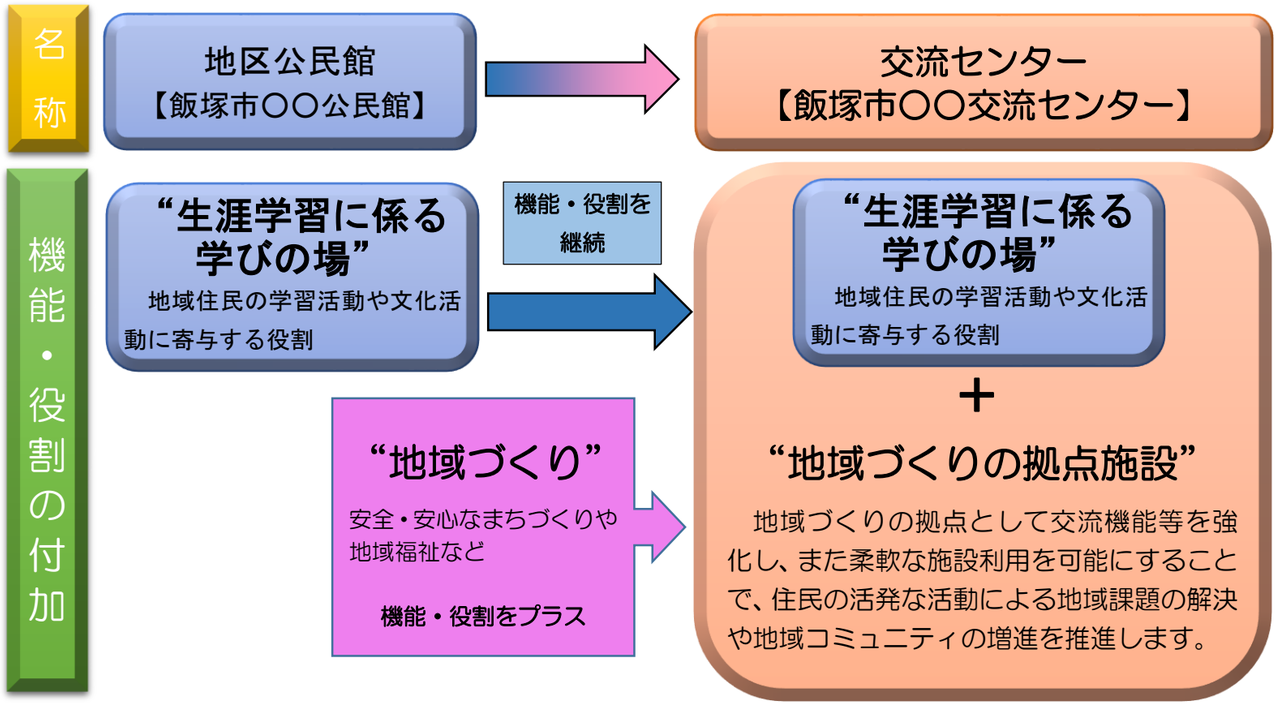

②地区公民館の名称が、「飯塚市〇〇交流センター」に、施設の所管がまちづくり推進課に変わります。

地区公民館の交流センター移行に伴って、施設の名称が変わります。

例）飯塚市鯰田公民館　→　飯塚市鯰田交流センター
　　飯塚市穂波公民館　→　飯塚市穂波交流センター

また、施設の所管部署も変わります。

教育部生涯学習課（教育委員会部局）　→　市民協働部まちづくり推進課（市長部局）

③交流センター移行後は、指定管理者制度の導入も検討していきます。

交流センターに移行した後には、将来的に指定管理者制度を導入した運営を考えています。

まちづくり協議会などの地域の団体等が指定管理者となり、交流センターを運営した場合には、地域住民のニーズに対してより効果的、効率的な対応ができ、地域の創意工夫による柔軟な施設利用ができると考えられます。また、自主財源がより得やすくなることで、地域団体の活動資金が確保でき、より自主的な活動が出来ると考えられます。

なお、指定管理移行後においても、市の施策として実施していく必要があるもの等については、市民サービスを維持、向上していくよう、適切な実施体制を講じていきます。

交流センターに変わったらどうなるの？　Ｑ＆Ａ

Q.交流センターに移行するメリットは？

交流センターになることで公民館よりも柔軟な施設利用が可能になり、住民の皆さんの創意工夫によるさまざまな施設の活用ができるようになります。また、施設での営利（収益）事業が実施しやすくなります。

Q.出張所（戸籍謄(抄)本交付等）は存続するの？

４地区（二瀬地区、幸袋地区、鎮西地区、鯰田地区）の出張所機能は、引き続き存続します。

Q.交流センターの使用料、利用時間は？

原則的に現在の公民館と変わりません。また、これまで使用料が減免になっていた団体も同じ取り扱いになります。

Q.公民館と交流センターの役割の違いは？

これまでの公民館の事業や役割は、交流センター移行後も継続して行います。さらに、交流センターは、地域づくりの支援、地域協働体の活動支援や地域の人材育成など、地域づくりの拠点としての役割をもつなど、幅広い役割が追加されることになります。

Q.交流センターになって何が変わるの？

主なものとしては、施設の名称、機能や役割、利用の制限、所管課、設置根拠などが変わります。

Q.地区公民館運営審議会はどうなるの？

交流センター移行後に、地区公民館運営審議会は廃止となりますが、各地区でその後を継ぐ組織を編成するなどして、交流センターの適切な運営に努めます。

交流センター化に関する市民説明会　開催日程一覧表

開催日	開催時間（予定）	会　場
7月24日（月）	19:00　～	鯰田公民館
7月26日（水）	18:30　～	飯塚東公民館
7月27日（木）	19:00　～	飯塚公民館
8月 1日（火）	18:30　～	頴田公民館
8月 3日（木）	19:00　～	庄内公民館
8月17日（木）	19:00　～	鎮西公民館
8月23日（水）	19:00　～	穂波公民館
8月23日（水）	19:30　～	菰田公民館
8月24日（木）	13:00　～	幸袋公民館
8月25日（金）	19:30　～	立岩公民館
8月28日（月）	14:00　～	二瀬公民館
調整中	調整中	筑穂公民館

（平成29年7月末時点）

協働環境委員会資料⑦
平成 29 年 8 月 9 日提出

立岩交流センター整備事業

1　施設の概要

(1) 名　称　　飯塚市立岩交流センター
(2) 所在地　　飯塚市新立岩 1527 番 2
(3) 敷地面積　　2,279.01 ㎡（実測）

2　施設の内容

(1) 延床面積　　1,100 ㎡程度
(2) 主要構造　　RC 造・S 造若しくは木造 2 階建(強度・ｺｽﾄ・耐用年数等比較を行う)
(3) 駐車台数　　48 台程度（うち車椅子専用駐車場 2 台程度）
　　10 台程度（駐輪場）
(4) 施設の役割と基本的な機能

施設の役割	基本的な機能（具体的施設・設備）	
・生涯学習（社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など）の場 ・学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成 ・まちづくり協議会の活動拠点（共助・協助を支える基幹施設） ・安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点 ・交流機能の強化（住民相互のふれあいの場／まちづくり活動を行う団体相互の連携の場）	展示スペース（玄関ホール） 会議室（研修室） 文化交流室（和室） 学習室（図書室） 調理実習室 多目的スペース、キッズスペース 事務室・・・等	
	設備(*1)	情報掲示板
		備蓄倉庫
		多目的トイレ

(*1)建築物として当然に必要となる設備（電気設備、機械設備、空調設備、上下水道、倉庫、トイレ、エレベーター等）は記載していない。

3　スケジュール

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・実施設計	●→		
・地盤調査	入札・契約 →	仮契約 議案上程	
・建設工事 （建築・電気・機械）		●→	→
・備品、消耗品等購入 ・移転（引越）			→

立岩交流センター整備事業

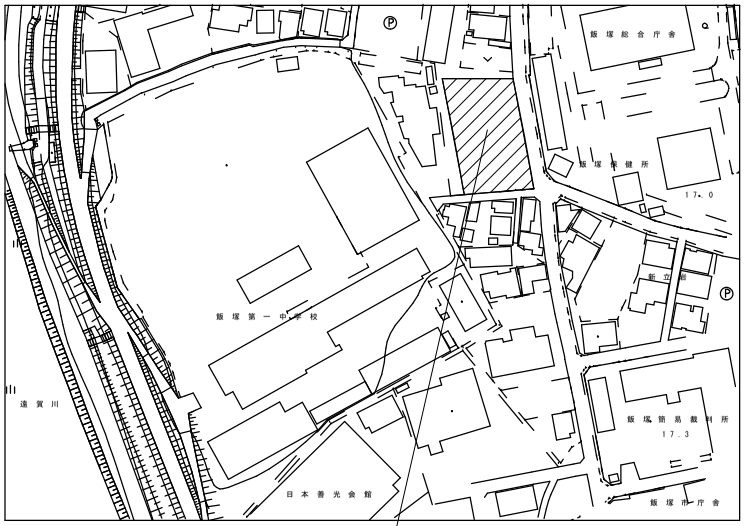

建設予定敷地

配置図　１：２５００

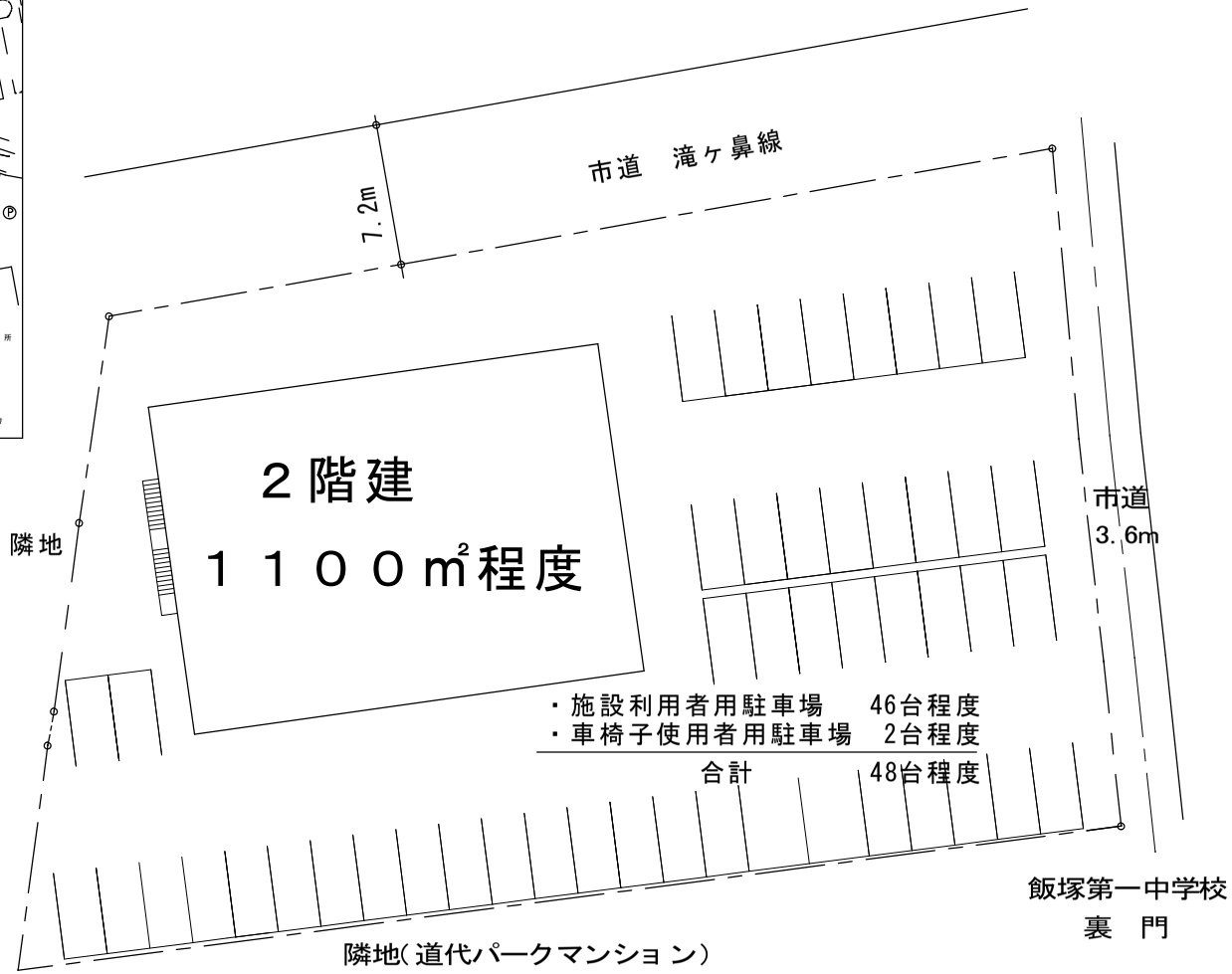

参考平面計画１：３００

協働環境委員会資料⑦
平成29年8月9日提出